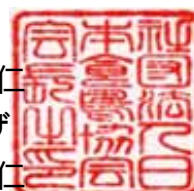


日鳥協発第18-210号
平成19年1月25日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウィルスの
分離について
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

表記のことについて、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(動物衛生研究所)において、宮崎県で分離された高病原性鳥インフルエンザウィルスの検査を行ったところ、別添の通り確認された旨、プレスリリースがあったのでお知らせします。

なお、引き続き、特定家畜伝染病のまん延防止に特段のご協力をお願いします。また、周辺農場はもとより、該当県以外の地域の農場等におかれましても、当該疾病の侵入防止対策(高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第1の1 飼養衛生管理基準)の遵守に特段のご配慮をお願い致しますとともに、今一度、念を入れて再確認を戴くべく、実施中の防疫対策の点検方をお願いする次第です。

別紙 プレスリリース

「宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウィルスの分離について」
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

平成19年1月25日
農 林 水 産 省

宮崎県におけるH5亜型のA型インフルエンザウイルスの分離について
(高病原性鳥インフルエンザの発生の確認)

1 農場の概要

宮崎県日向市、肉用鶏飼養農場(飼養羽数:約52,500羽)

2 ウイルスの同定

- (1) 本日(25日)、当該農場の飼養鶏からA型鳥インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定を行ったところ、当該ウイルスが、H5亜型のA型インフルエンザであることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの病原性や遺伝子型等を確認する予定。

3 今後の防疫対応

- (1) 本日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、
当該発生農場における飼養家さんの殺処分
当該発生農場の消毒
当該発生農場の周辺農場における移動制限
(半径10Km以内に21農場、約51万羽)
- (2) 感染経路究明チームによる、感染経路の調査・検討を行う。

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局

TEL : 03-3502-8111 (代表)

担当 : 動物衛生課 山口 (内線 3202)

03-3502-8292 (直通)

当資料のホームページ掲載先 URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>